

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査及び行政監査を実施したので、同条第 9 項の規定に基づきその結果を次のとおり公表します。

令和 2 年 2 月 27 日

太宰府市監査委員 吉 野 茂

太宰府市監査委員 堺 剛

記

第 1 監査の概要

1 監査の対象及び範囲

(1) 対象部局等

都 市 整 備 部 都市計画課、建設課  
観 光 経 済 部 観光推進課、国際・交流課、産業振興課  
教 育 部 社会教育課、学校教育課、文化財課、  
文化学習課（中央公民館・市民図書館）、スポーツ課  
議 会 事 務 局 議事課  
農 業 委 員 会 事 務 局  
会 計 課  
監 査 委 員 事 務 局

(2) 範囲

- ア 平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 10 月 31 日までににおける財務及び事務の執行状況
- イ 平成 30 年度及び令和元（平成 31）年度の補助金等の執行状況
- ウ その他事務事業の執行状況

2 監査の方法

今回の監査は、予算の執行、契約、財産管理等、財務に関する事務が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、経済性、効率性、有効性の観点に留意しつつ、監査調書及び関係諸帳簿等を審査するとともに、必要に応じて所属長及び関係職員から事情聴取を行った。

3 監査の期間

令和元年 12 月 10 日から令和 2 年 2 月 13 日まで

## 第2 監査の結果

財務に関する事務及び事務事業の執行については、おおむね適正と認められたが、次のとおり一部、改善及び検討を要する事項が見受けられたので、それぞれ必要な措置を講じられたい。

また、監査の過程において行ったその他の指導・助言を踏まえて、併せて改善を図られたい。

### 1 個別事項

#### (1) 支払遅延について（スポーツ課）

太宰府市総合体育館監視カメラ増設工事について、令和元年9月20日に完成検査を終了し、その後、令和元年9月26日に契約の相手方である（株）きんでん九州支社より適法な支払請求を受けた。しかし、工事写真帳の不備を理由として支払いを保留し、令和元年11月13日に支払いを行っていた。

政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第6条では、工事代金の支払の期限は、完了の検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から40日以内とされている。

工事写真帳に不備があり検収できないものであるなら、完成検査の段階で指示を出すべきものと思われる。

スポーツ課におかれては、適切な契約事務の執行を図られたい。

#### (2) 補助金交付決定について（観光推進課）

太宰府市俳句・短歌ポスト事業運営補助金について、本補助金の申請は、太宰府市俳句・短歌ポスト事業運営委員会から提出されているが、事業計画、予算及び決算については、太宰府市俳句ポスト運営委員会、太宰府市短歌ポスト運営委員会がそれぞれ別々に実施し、報告がなされていた。

これは、俳句ポスト事業と短歌ポスト事業が同じ観光事業推進の一環として同時期（平成5年）に立ち上げ活動しており、ポストも共有していることから、「俳句・短歌ポスト事業運営補助金」として、まとめて支出されたためである。

補助対象団体がそれぞれ別の団体として活動し、補助事業を実施しているのであれば、補助金の申請や交付決定はそれぞれにすべきものと思われる。

## 第3 意見

監査過程において、次のような事実が明らかになったので、今後の市政運営に関して、参考にさせていただきたく意見を申し上げる。

緊急の必要により競争入札に付することができない場合は、1人からの見積りのみで随意契約することができるとされている（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号及び本市随意契約運用基準）。

しかし、修繕工事等の契約において、緊急の必要性があるとの判断に疑義がある1人からの見積りのみの随意契約が散見される。

地方公共団体が締結する契約は、競争性及び透明性を確保するために競争入札が原則であり、随意契約は契約の例外的方法であるとされている。

安易に随意契約を行うのではなく、緊急性も含めて随意契約理由を十分に検討し、文書で記録を行い、できる限り複数の業者から見積りを徴するなど競争性及び透明性を確保して、市民に対する説明責任を十全に果たす必要があるものと思われる。